沼津市首都圏バーストプロジェクト業務委託 公募仕様書

本仕様書は、沼津市(以下「市」という。)が「沼津市首都圏バーストプロジェクト業務 委託(以下「本業務」という。)」の受託者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 業務委託名

沼津市首都圏バーストプロジェクト業務委託

2 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 業務目的

本市では、令和元年度、東京都区内に「沼津市観光プロモーション 東京デスク(以下、東京デスク)」を設置し、そこを起点に、情報発信やセールス、首都圏 PR 企画等を行うことで、首都圏における本市の認知度向上を図り、観光交流客数の増につなげてきた。

令和6年度からは、東京デスクを起点に「沼津」の名をバースト(爆発的に拡散)させる「首都圏バーストプロジェクト」を、新たにスタートさせ、首都圏における本市の認知度を さらに向上させることを目的とする。

4 業務内容

(1) 東京デスクの設置

ア 東京都区内に、活動の拠点を設置すること。

- イ 代表者以下、業務の実施に必要な人員を配置すること。また、市との調整担当を配置すること。ただし、併任は妨げない。
- ウ 活動するうえで必要となるものは受託者で整備または用意すること。
- エ 上記事項について、東京デスクを設置する場所、体制等を提案すること。
- (2) 首都圏におけるセールス(営業活動)の実施

本市のPRにつながるセールス(営業活動)を実施すること。セールス方法やセールス 先等を提案すること。

(3) プレスリリースなど情報発信の実施

本市が提供した内容について、受託者が内容を精査し、首都圏においてより発信効果の高い内容に仕立てた上で、プレスリリースやSNS等を活用した情報発信等を行うこと。 その方法や効果について具体的に提案すること。

(4) 首都圏におけるPR企画の実施

首都圏において、本市をPRする内容及び方法、実施回数等を具体的に提案すること。

(5) 首都圏におけるトップセールスの実施

首都圏において、沼津市長を活用した本市のPR企画を複数回実施すること。その具体的な内容及び効果について提案すること。

(6)(仮)沼津応援団による情報発信について

首都圏において、本市にゆかりのある人・企業・飲食店などを開拓並びに活用し、沼津の奥深い魅力を発信すること。その具体的な内容及び効果について提案すること。

(7) その他

ア 東京デスクの活動等を踏まえ、市に対して適宜、助言・提案を行うとともに、市からの相談についても真摯に応じること。また、必要に応じて、沼津市役所またはオンラインで情報交換を行うこと。

イ 上記(4)、(5)、(6)に記載した内容を併せて1つの企画として提案することは 可とする。

5 報告書提出等

受託者は、毎月10日までに、前月分の月例報告(活動実績等)を提出しなければならない。ただし、委託業務が終了したときは、上記期限に関わらず、速やかに委託業務完了届及び実績報告を提出しなければならない。

6 特記事項

(1) 機密保持等

ア 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、そのために必要 な措置を講じること。

また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法及び関係法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

イ 市及び受託者は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の機密を他に 漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しないものとする。ただし、市が法 令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要と認められる範囲で開示す る場合を除く。

7 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に市に対して書面にて再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、再委託の概算金額、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

8 その他

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、市及び受託者が協議の上定めるものとする。

以上